

下條村が国の教育ローンに対し 独自の保証料補給金制度をスタートします!!

下條村では、このほど村内居住の高等学校又は大学（これらと同等と認める学校を含む）に入学・在学される方の保護者で、日本政策金融公庫の教育ローンの融資を受けた場合における保証料に対し、保証料分を交付する制度を設けました。下記の要件を備えていればどなたでも受けられます。

どんな人が保証料補給金を受けられるの？

- ①村内に引き続き 1 年以上居住している者の子弟であること。
- ②日本政策金融公庫の借入手続きが終了した者。
- ③属する世帯に村税等の滞納が無いこと。

いくらぐらい交付されるの？

日本政策金融公庫から『教育ローン』として借りて、保証料として引かれた全額が村から交付されます。

村の交付を受けるには？

- ①保護者が各金融機関を通じて、『日本政策金融公庫』の教育ローンの手続きを行うとともに、村の保証料補給金交付申請書を同時に提出します。
- ②融資を受けるにあたり、保証協会の保証を受け、その保証料を支払い『保証料支払証明書』の発行を受けます。
- ③上記『保証料支払証明書』と村の『保証料補給金請求書』を融資後速やかに村教育委員会へ提出してください。
- ④審査確認後、指定する口座へ村から振り込まれます。



詳しくは教育委員会までお問い合わせください。
下條村教育委員会 TEL:27-1050 FAX:27-3006